

## 新庄市における災害ボランティアセンターに関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人新庄市社会福祉協議会（以下「乙」という。）並びに公益社団法人新庄青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模災害や大規模事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

### （災害ボランティアセンターの設置）

第2条 新庄市地域防災計画に基づき、乙は、甲が市災害対策本部においてセンターの設置を必要と認めたとき、甲乙の協議により、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、センターを設置するものとする。

2 甲または乙の要請に基づき、丙は社会貢献活動の一環としてセンターの運営やボランティア活動に協力する。

（甲） 新庄市

（乙） 社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会

（丙） 公益社団法人 新庄青年会議所

### （センターの業務）

第3条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) 山形県社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること
- (5) その他、センターの活動に関する業務

### （設置場所）

第4条 センター本部の設置場所は、乙の事務局内とする。ただし、当該施設が被災し設置が困難な場合、もしくは、大規模災害のため当該施設ではボランティアの受け入れが困難な場合については、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

2 センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

(費用負担)

- 第5条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じて費用の内訳について説明するものとする。
- 3 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も平常時の業務において継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

(備品の管理)

- 第6条 センターの設置運営に必要な資材・物品については甲が保管するものとする。また、資材の使用や乙が一部を保管する場合など運用に関わることについては、甲乙の協議によりこれを決定する。また、備品の運搬等については甲乙丙の協議によりこれを決定する。

(ボランティア保険)

- 第7条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、原則として、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア開始時に、活動参加者の保険加入を推進する。

(関係団体との協力体制)

- 第8条 甲及び乙、丙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平時からこれら団体との連携に努めるものとする。

(情報の共有)

- 第9条 甲及び乙、丙は、相互に情報の共有に努め、綿密に連携を図るものとする。

(連絡体制について)

- 第10条 緊急時の連絡体制を構築するために、毎年4月に甲及び乙、丙の相互機関における担当者の連絡先と緊急連絡先を共有するものとする。

(期間)

- 第11条 この協定の有効期限は平成31年4月23日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに何等の申し出もないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙丙協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月23日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順



乙 新庄市五日町宇宮内240番地2  
社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会

会長 木澤昌



丙 新庄市沖の町  
公益社団法人 新庄青年会議所

理事長 野善弘

